障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

１．改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）の一部を改正し、週所定労働時間が特に短い重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の実雇用率算定の特例並びに障害者雇用調整金及び報奨金の支給調整に係る所要の規定の整備、障害者雇用納付金助成金（以下単に「助成金」という。）の新設及び拡充等を行う。

２．改正の概要

（１）週所定労働時間が特に短い重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の実雇用率算定の特例に係る規定の整備

① 雇用義務等に関する規定における対象障害者である労働者又は職員の数の算定に当たっては、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者又は特定短時間勤務職員については、0.5 人と算定することとする。

② 改正法による改正後の法第 70 条の厚生労働省令で定める便宜は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第６条の 10 第１号に定める便宜（就労継続支援Ａ型）とする。

（２）障害者雇用調整金及び報奨金の支給調整

① 障害者雇用調整金について、支給対象人数が年 120 人を超える場合には、120 人を超える人数分への支給額を 23,000 円（年 120 人までは 29,000 円）とする。

② 報奨金について、支給対象人数が年 420 人を超える場合には、420 人を超える人数分への支給額を 16,000 円（年 420 人までは 21,000 円）とする。

（３）助成金の新設及び拡充等

① 障害者雇用納付金制度において、加齢により職場適応が困難となった障害者の雇用継続を図るための助成金（中高年齢等職場適応助成金（仮称））及び障害者の新たな雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助の事業を行うための助成金（障害者雇用相談援助助成金（仮称））を創設する。

② 障害者介助等助成金について、障害者の雇用管理並びに職業能力の開発及び向上のために必要な専門職の配置及び委嘱並びに障害者の介助の業務等を行う者の資質の向上に対する助成の拡充等を行う。

③ 障害者雇用納付金滞納事業者等に対する助成金の不支給及び返還命令、事業主名の公表等、助成金の不正受給に対する措置を講じる。

（４）その他

その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　法第 49 条第１項、第 50 条第１項、第 69 条から第 71 条まで、第 74 条の２第 11 項、第 85 条並びに附則第４条第３項及び第９項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和５年４月（予定）

○　施行期日：令和６年４月１日